

令和3年第1回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和3年3月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
議案第 4 号	興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	5
議案第 5 号	興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について	6
議案第 6 号	令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 7 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 8 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 9 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 2 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 2 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 2 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 2 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 6 号	令和 2 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 7 号	四万十町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定について	7
議案第 1 8 号	四万十町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定について	8
議案第 1 9 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について	9
議案第 2 0 号	四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について	14
議案第 2 1 号	四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 2 2 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 2 3 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	17
議案第 2 4 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	18
議案第 2 5 号	四万十町基金条例の一部を改正する条例について	19
議案第 2 6 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	20

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 7 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第 2 8 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第 2 9 号	四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	51
議案第 3 0 号	四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	57
議案第 3 1 号	四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について	63
議案第 3 2 号	四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について	64
議案第 3 3 号	四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について	65
議案第 3 4 号	四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について	66
議案第 3 5 号	四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について	67
議案第 3 6 号	四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について	68
議案第 3 7 号	四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について	69
議案第 3 8 号	四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について	70
議案第 3 9 号	四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について	71
議案第 4 0 号	四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について	72
議案第 4 1 号	四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について	73
議案第 4 2 号	四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について	74
議案第 4 3 号	四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について	75
議案第 4 4 号	四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について	76
議案第 4 5 号	四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	77
議案第 4 6 号	四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	78
議案第 4 7 号	四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について	79
議案第 4 8 号	四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について	80
議案第 4 9 号	四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について	81
議案第 5 0 号	四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について	82

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 5 1 号	四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について	83
議案第 5 2 号	四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について	84
議案第 5 3 号	四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	85
議案第 5 4 号	地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について	86
議案第 5 5 号	四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について	87
議案第 5 6 号	四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について	88
議案第 5 7 号	四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について	89
議案第 5 8 号	四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について	90
議案第 5 9 号	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について	91
議案第 6 0 号	四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について	92
議案第 6 1 号	四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について	93
議案第 6 2 号	窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について	94
議案第 6 3 号	四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について	95
議案第 6 4 号	令和 3 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 6 5 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 6 6 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 7 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 8 号	令和 3 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 6 9 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 7 0 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 7 1 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 7 2 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 7 3 号	令和 3 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 7 4 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 5 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 17 日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 契約件名
令和 2 年度 家地川地域活性化拠点施設整備事業（建築主体）
- 2 契約の相手方
四万十町金上野 1 2 6 6 番地 8
有限会社谷渕住設 代表取締役 谷渕 大輔

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	68,178,000 円	68,475,000 円

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年2月17日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | 須崎市 [REDACTED]
[REDACTED] |
| 2 | 事故の概要 | 令和3年1月29日午前10時頃、四万十町立川口小学校の校庭に設置された防球ネットが強風により倒れ、相手方の所有する建物の雨樋が破損したものの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 34,100円 |

議案第 4 号

興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和 2 年 5 月 1 1 日に議決を経た興津排水機場水処理設備工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	2 4 4 , 3 6 5 , 0 0 0 円	2 4 9 , 6 8 9 , 0 0 0 円

議案第 5 号

興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 令和 2 年度 農整 第 6 号
興津排水機場除塵機・ゲート設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 四万十町 興津 地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 契 約 金 額 | 132,660,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(12,060,000 円) |
| 5 契約の相手方 | 高知市南ノ丸町 12 番地 16
紀和工業株式会社
代表取締役 安宅 正雄 |

議案第 17 号

四万十町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定について

四万十町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を別冊とおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条第 7 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 18 号

四万十町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定について

四万十町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 19 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例

(設置)

第 1 条 地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与するため、四万十町家地川地域活性化拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
家地川地域活性化拠点施設	四万十町家地川 689 番地 3

(事業)

第 3 条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 拠点施設の使用に関すること。
- (2) 地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
- (3) 地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関すること。
- (4) 地域コミュニティの維持及び強化に関すること。
- (5) その他持続的な地域の発展に関し町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 拠点施設の使用の許可に関する業務
- (3) 拠点施設の利用料金の収受に関する業務
- (4) 拠点施設の使用の取消し、停止又は制限に関する業務

(5) 拠点施設の施設、附帯設備その他の設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(6) その他拠点施設の管理に関し町長が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、簡易宿泊施設の運営に係る業務は、町長が行うものとする。

(使用の許可)

第6条 拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

2 町長又は指定管理者は、前項の許可を行う場合において、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の使用を許可しないものとする。

(1) その使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他拠点施設の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、拠点施設の使用を制限し、若しくは使用許可（第6条の規定による許可をいう。以下同じ。）の条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該使用の取消しを申し出たとき。

(2) 使用者が使用許可の内容の変更を申し出たとき。

(3) 使用者の使用が前条第1号又は第2号に該当するとき。

(4) 使用者が使用許可の内容と異なる利用を行い、又は使用許可時に付された条件（この条の規定により使用許可時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件）を遵守しなかったとき。

(5) 使用者の使用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が町長若しくは指定管理者の指示に従わないとき。

(6) 使用者が偽りの内容により使用申請を行う等不正の手段によって使用許可を受けたとき。

(7) その他町長又は指定管理者が拠点施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、拠点施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第10条 使用者は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長又は指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料及び利用料金)

第 11 条 使用者は、使用料又は利用料金を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第 1 に定める基準額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（次項において「消費税相当額」という。）の範囲内において、町長が規則で定める額とする。

3 利用料金は、別表第 2 に定める基準額に、消費税相当額を加えた額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、第 3 項の規定により定められた利用料金について、町民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(使用料及び利用料金の減免)

第 12 条 町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び利用料金の還付)

第 13 条 既に納付された使用料及び利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付するものとする。

(1) 拠点施設を使用できないことについて使用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) 使用者が拠点施設を使用する日前の規則で定める日までに、当該使用の取消し又は当該使用許可の内容の変更（使用料を減ずることとなる変更に限る。）の申出をしたとき。

(3) その他町長又は指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 14 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用を終了したとき又は第 8 条の規定により使用許可が取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、町長又は指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 指定管理者及び拠点施設を使用する者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者がやむを得ない

理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う特例)

第 16 条 町長は、法第 244 条の 2 第 11 項及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）第 9 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、必要な限度において、自ら拠点施設の管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 第 6 条から第 8 条までの規定による使用許可その他の使用に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「町長又は指定管理者」とあるのは、「町長」とする。

(経過措置)

4 前項の規定により町長に対して行われた行為及び町長が行った行為は、簡易宿泊施設に係る行為を除き、この条例の相当規定により指定管理者に対して行われた行為及び指定管理者が行った行為とみなす。

別表第 1（第 11 条関係）

区分		基準額
簡易宿泊施設	長期滞在	1 人につき月額 18,200 円
	短期滞在	1 人 1 泊につき 3,200 円

備考

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長期滞在の利用期間は、1 月以上 2 年以内とする。
- 3 長期滞在の利用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りによって計算する。

別表第 2（第 11 条関係）

区分	基準額
多目的室	1,000 円（利用時間が 4 時間を超える場合は、1,000 円に当該超える時間 1 時間までごとにつ

	き 200 円を加算した額)
レクリエーション室	無料
体育館	1 時間につき 600 円

議案第 20 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例

四万十町教職員住宅条例（平成18年四万十町条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表昭和教員住宅 2－1 の項から昭和教員住宅 4－2 の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年四万十町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

大正移住支援住宅 東棟	昭和62年	木造平屋建	39.74㎡	四万十町大正 493番地 1
大正移住支援住宅 西棟	昭和62年	木造二階建	37.26㎡	四万十町大正 493番地 1

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年四万十町条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第11号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 2 項の規定は、令和 3 年 2 月13日から適用する。

議案第 23 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成 18 年四万十町条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町国民健康保険条例附則第 3 条第 1 項の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

議案第 24 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町国民健康保険税条例附則第 18 項第 1 号の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

議案第 25 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例について

四万十町基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例

四万十町基金条例（平成18年四万十町条例第50号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表に次のように加える。

(21) 四万十町奨学金返還支援基金	奨学金の返還支援に関する事業の財源に充てる。	町長が定める額
--------------------	------------------------	---------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成30年度から 3 年間」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

附則第 4 条第 1 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行し、令和 3 年 2 月13日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の四万十町介護保険条例第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 27 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「に係る基準に関する」を「に関する基準を定める」に改める。

目次中「

第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）

」を「

第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）

第10章 雑則（第203条）

」に改める。

第1条中「共生型地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、共生型地域密着型サービスの事業並びに」を「第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、」に、「を定める」を「について定める」に改める。

第3条第2項に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を

活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項ただし書中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第4項ただし書中「指定居宅サービス等基準条例第7条第1項」を「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項」に、「指定居宅サービス等基準条例第67条第1項」を「県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項」に改め、同条第5項中「ない場合」を「ないとき」に改め、同項第1号中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改め、「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改め、「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改め、「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第7条中「職務」を「業務」に改め、ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第8条第4項中「第49条」を「第49条第1項から第3項まで」に改める。

第14条中「介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）が居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。）の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う」を「四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年四万十町条例第1号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者」に改める。

第23条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（８）虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

（2） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第3項中「当該職員」を「職員」に改める。

第39条第1項中「町の区域内に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する場合に限る。」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村職員」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者

又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条第1項中「必要な措置を講ずるとともに、当該事故について、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない」を「町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」を削り、同項第2号中「介護員等」の次に「定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、」を加え、同項第3号中「介護員等」の次に「随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、」を加え、「専ら」を、同条第2項を削り、同条第3項ただし書中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - （1） 指定短期入所生活介護事業所
 - （2） 指定短期入所療養介護事業所
 - （3） 指定特定施設

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第49条第4項中「第8条」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

第51条第6号中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、

町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に改め、同条中「第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「第9条第1項」の次に「中「第31条に規定する運営規定」とあるのは「運営規定（第55条に規定する重要事項に関する規定をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項」を加え、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（）」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（）」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「町」を「町長」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加え、同条第8項中「については、」の次に「町の定める」を加え、「前各号」を「前各項」に改める。

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の5第2項第1号イ中「アに」を「アの規定に」に改め、同条第4項中「場合（）」を「場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改め、同条第5項中「については、」の次に「町の定める」を加える。

第59条の7第3項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改める。

第59条の9第6号中「添って」を「沿って」に改め、同号後段中「特に」を「この場合において、特に」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する

政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第59条の17第1項中「町の区域内に指定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。」を「当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第24条中」を「「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第59条の20の2中「デイサービスをいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第59条の20の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の

次に「、第40条の2」を加え、同条中「運営規程をいう。第34条」を「重要事項に関する規程をいう。第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」を「において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の21中「第4節」を「前節」に改め、同条中「がん末期の者で」の次に「あって」を加える。

第59条の23第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の26第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「場合（」を「場合において、」に、「療養通所介護以外」を「指定療養通所介護以外」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第59条の30第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条第1項中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第61条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第62条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第63条第2項第1号イ中「アに」を「アの規定に」に改め、同条第4項中「場合（」を「場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとするほか、当該共用型指定認知症対

応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第70条第6号中「添って」を「沿って」に改める。

第71条第1項中「及び次条」を削り、「及び希望並びに」を「、希望及び」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」を「(1)当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」に、「、指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「病棟」を「病床」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」を「(2)当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」に、「前項」を「(1)の項」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表(1)の項中欄」に、「業務」を「職務」に改める。

第83条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「前条第6項各号」を「前条第6項の表(1)の項中欄」に、「業務」を「職務」に改め、同条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改め、「あつて、」の次に「別に」を加える。

第84条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改め、「あつて、」の次に「別に」を加える。

第86条第2項中「定めるところによる」を「定めるところによる」に改め、同項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活

用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第90条第3項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改める。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第93条第2項中「高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第72号）第17条各号」を「四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年四万十町条例第1号）第16条各号」に改める。

第96条第3項中「及び希望並びに」を「、希望及び」に、「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中」を「「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第110条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造

である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第2号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条第1項中「第110条第7項」を「第110条第5項」に改める。

第121条中「密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と」を「「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」に改める。

第130条第6項ただし書中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改め、同条第8項及び第9項中「業務」を「職務」に改める。

第131条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第132条第4項第1号ア中「居室」を「介護居室」に改め、「とする」の次に「こと」を加え、同号アただし書中「できる」の次に「ものとする」を加え、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第138条第6項第2号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第139条第3項中「、利用者」を「及び利用者」に改める。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型

特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「施設従業者」との次に「、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」とを、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを、「2月」との次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第151条第1項中「職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「業務」を「職務」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「第1項の」を「第1項第1号の」に、「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「第1項の規定」を「第1項第2号及び第4号から第6号までの規定」に改め、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改め、「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第2号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加え、「の専門的」を「から、専門的」に改める。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口くう衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口くうの健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口くう衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口くう衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「従業者に対し、その資質の向上のための研修」を「従業者の資質の向上のために、その研修」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、同条前段中「、第59条の17第1項」を「及び第59条の17第1項」に、「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第168条に

規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とする。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第2号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「従業者に対し、その資質の向上のための研修」を「従業者の資質の向上のために、その研修」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「同項第4号及び第5号中」を「同項第4号、第5号及び第7号中」に改める。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に、「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第191条第13項中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同条第14項中「指定居宅サービス等基準条例」を「県指定居宅サービス等基準条例」に、同項中「並びに」を「及び」に改める。

第192条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「町長」に改める。

第193条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改め、「あって、」の次に「別に」を加える。

第195条第2項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「第92条の2から」を「第93条から」に、「「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条第1項中」を「「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加え、「第89条中」を「第89条及び第97条中」に改め、「、第92条の2第1項中「前条第1項第5号」とあるのは「第197条第5号」と、第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第10条中「された」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施

行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の」を加え、「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第11条中「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第12条中「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第12条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- （1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- （2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第12条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則第18条中「第91条第2項」を「第91条第3項」に、「第171条第9項、第172条第2項」を「第171条第13項、第172条第3項」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に、「第191条第9項、第192条第2項」を「第191条第13項、第192条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日ま

での間、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12（新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口くう衛生の管理に係る経過措置）

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第10条 施行日から当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第180条第1項第1号ア(ウ) b の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 28 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「に係る基準に関する」を「に関する基準を定める」に改める。

目次中「

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」を「

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）
第5章 雑則（第91条）」に改める。

第1条中「基準を」を「基準について」に改める。

第2条第1項中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- （1） 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- （2） 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービ

ス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条中「認知症（法第5条の2）」を「その認知症（法第5条の2第1項）」に改め、「利用者（」の次に「その者の」を加え、「、可能な」を「可能な」に、「自立した」を「、自立した」に改める。

第5条第1項中「に併設されていない事業所」を削り、「この条において同じ。）において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう」に、「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。」を「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」に、「職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「員数は、次のとおりとする」に改め、同項第1号中「を提供する」を「の提供」に改め、同条第3項中「同号」を「同項」に改め、同条第5項中「業務」を「職務」に改める。

第6条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「あって、」の次に「別に」を加える。

第7条第2項中「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる」を「とおりとする」に改め、同項第1号中「機能訓練室 次に定めるところによる。」を「機能訓練室」に改め、同号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同条第4項中「（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者）」を「において、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」に、「場合に限る。）に」を「とき」に改め、「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第8条第1項中「次条」の次に「第1項」を、「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第1項中「第8条の2第15項」を「法第8条の2第15項」に改め、同条第2項中「第16条において同じ。」を削り、「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとするほか、当該共用型指定介護予防

認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第11条第1項中「又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」を「及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」に改める。

第14条第2項中「認定審査会の意見」を「認定審査会意見」に、「当該意見」を「当該認定審査会意見」に改める。

第16条中「保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議」を「四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年3月19日条例第13号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第9号に規定するサービス担当者会議」に改める。

第18条中「地域密着型介護予防サービス費の支給の要件に該当しない場合として規則で定める場合」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないとき」に、「の説明」を「を説明すること」に、「の提供」を「を提供すること」に改める。

第19条中「規則で定める」を「施行規則第85条の2第1号ハに規定する」に、「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第20条の見出し中「介護予防サービス計画等」を「介護予防サービス計画」に改める。

第21条第1項中「を提供した日及びその内容」を「の提供日及び内容」に改める。

第22条第3項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改める。

第25条中「直ちに」を「速やかに」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中「避難訓練、救出訓練」を「避難、救出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の見出しを「(苦情処理)」に改める。

第37条第3項中「ものについて」を「事故が発生した場合」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再

発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「町の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。」を「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第3項中「と連携し、又は協力することその他」を「との連携及び協力を行う等」に改める。

第42条第2号中「利用者」を「前号に規定する利用者」に、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第43条中「させる場合は当該」を「させ、当該」に改める。

第44条第2項ただし書中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の」を削り、同条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」を「(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」に改め、「福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「病棟」を「病床」に、「介護施療院」を「介護医療院」に、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」を「(2)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」に、「前項」を「(1)の項」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加え、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に、「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に」を「第6項の表(1)の項」に改め、「のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等」を削り、同条第11項中「介護支援専門員は、」の次に「別に」を加え、同条第12項中「行われ

ている」を「行われる」に改め、「前項の」の次に「別に」を加える。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改め、「あって、」の次に「別に」を加える。

第46条中「あって、」の次に「別に」を加える。

第47条第1項中「の登録定員」を「は、その登録定員」に、「は、29人」を「を、29人」に改め、同条第2項中「の通いサービス」を「は、次に掲げる範囲内において、通いサービス」に、「同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において」を「同じ。）を」に改める。

第48条第2項第2号アただし書中「できる」の次に「ものとする」を加え、同号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第53条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第56条中「直ちに」を「速やかに」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条第1項中「避難訓練、救出訓練」を「避難、救出」に改める。

第64条第2項第4号中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に、「「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規定（第57条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」」を削る。

第66条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第67条第2号中「利用者」を「前号に規定する利用者」に改め、「四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年四万十町条例第13号）」を「指定介護予防支援等基準条例」に改め、同条第3号中「いう。）は、」の次に「第1号に規定する」を加え、「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第71条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「当該小規模多機能型居宅介護事業所の業務」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第6項中「担当者は、」の次に「別に」を加え、同条第10項中「110条第1項から第9項まで」を「110条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「業務」を「職務」に改め、同条第2項中「あつて、」の次に「別に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができるものとする。

第73条中「あつて、」の次に「別に」を加える。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「対処するために」を「際して」に改める。

第78条第3項第2号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第80条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第1項及び第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後

段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規定（第80条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第1項において同じ。）」同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 外部の者による評価

（2） 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第89条第1項中「行われなければ」を「行わなければ」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条第1項中「第6条第2項中「者であつて、」の次に「別に」を加え、「とあるのは「者」と、」を「とあり、及び」に、「「者」」を「、「者」」に改め、同条第2項中「平成18年4月1日において」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）の施行の際現に」に改め、同条第3項中「平成18年3月31日において」を「基準省令の施行の日の前日において」に改める。

附則第3条中「第71条第2項」を「第71条第3項」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 29 号

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年四万十町条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「に関する」を「を定める」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第 2 条）

第 3 章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第 3 条・第 4 条）

第 4 章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第 5 条—第29条）

第 5 章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条—第32条）

第 6 章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）

第 7 章 雑則（第34条）

附則

第 1 条中「事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準

を」を「事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「利用者又は」を「利用申込者又は」に、「担当職員」を「当該利用者に係る担当職員」に改め、同条第4項中「第7項で」を「第7項に」に、「技術を使用」を「技術を利用」に改め、「以下」の次に「この条において」を加える。

第11条中「同条第2項」を「同条第1項」に改める。

第14条を次のように改める。

（法定代理受領サービス等に係る報告）

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

第18条中「定めておかなければならない」を「定めるものとする」に改め、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第19条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第2項中「指定介護予防支援の業務」を「指定介護予防支援」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第22条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第26条第5項中「指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）」を「法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第5号中「提供しなければならない」を「提供するものとする」に改め、同条第6号中「項目」を「各領域」に改め、同条第7号中「解決」を「支援」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第12号中「職員は、」の次に「介護予防サービス計画に位置付けた」を加え、「介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第43条第2号に規定する介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画」に、「計画の作成を指導するとともに」を「計画の提出を求めるとともに、作成を指導し」に改め、同条第13号中「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (13)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第14号の2を削り、同条第15号中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、「指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項」に改め、同条第19号中「退所」を「退所を」に改め、同条第

20号中「法第8条の2第4項」を「法第8条の2第3項」に、「同条第8項」を「法第8条の2第4項」に、「医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同条第26号中「図らなければならない」を「図るものとする」に改め、同条に次の1号を加える。

(27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第32条第1号中「口腔」を「口くう」に改める。

第33条中「第2条及び第2章から前章」を「第2章から前章」に、「同条第2項」を「同条第1項」に改める。

第5章の章名中「基準該当介護予防支援」を「基準該当介護予防支援の事業」に改め、同章を第6章とし、第4章の章名中「介護予防」を「指定介護予防支援に係る介護予防」に改め、同章を第5章とし、第3章の章名中「運営」を「指定介護予防支援の事業の運営」に改め、同章を第4章とし、第2章の章名中「人員」を「指定介護予防支援の事業の人員」に改め、同章を第3章とする。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができ

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第27条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第18条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第18条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 30 号

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年四万十町条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

目次中「

第 2 章 人員に関する基準 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 運営に関する基準 (第 7 条—第32条)

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (第33条)

」を「

第 2 章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準 (第 7 条—第32条)

第 4 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準 (第33条)

第 5 章 雑則 (第34条)

」に改める。

第 1 条中「、第79条第 2 項第 1 号」を削り、「指定居宅介護支援等の事業」を
「指定居宅介護支援 (法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同
じ。) 等の事業及び基準該当居宅介護支援 (同号に規定する基準該当居宅介護支援
をいう。以下同じ。) の事業」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講
じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第

118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章の章名中「人員」を「指定居宅介護支援の事業の人員」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第3項第1号中「管理者」を「当該管理者」に改め、同項第2号中「管理者」を「当該管理者」に、「同一敷地内」を「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内」に、「その管理する」を「当該」に改める。

第3章の章名中「運営」を「指定居宅介護支援の事業の運営」に改める。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「あらかじめ、利用者」を「あらかじめ、利用申込者」に改め、同条第4項中「第6項で」を「第7項に」に改める。

第9条中「当該事業所」を「当該指定居宅介護支援事業所」に改める。

第13条第1項中「法第46条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条第1項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改める。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第14号中「口腔」を「口くう」に、「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第18号中「入院又は」を「入院若しくは」に改め、同条第19号中「退所」を「退所を」に改め、同条第20号中「厚生労働大臣」を「町長」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の

総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第25号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改め、「随時」の次に「サービス担当者会議」を「サービス担当者会議」に改め、同条第26号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改め、同条第27号中「同条第1項」を「同項」に改める。

第17条の見出し中「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス等」に改める。

第19条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第21条中「事業の運営に係る重要事項」を「次に掲げる事業の運営についての重要事項」に改め、「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条の見出しを「(勤務体制の確保等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

い。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の見出し中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条中「事業所」を「指定居宅介護支援事業所」に改める。

第32条第2項中「の各号」を削る。

第4章の章名中「基準該当居宅介護支援」を「基準該当居宅介護支援の事業」に改める。

第33条中「第3条、第2章及び第3章」を「前2章」に、「第21条」を「第18条」に、「法第46条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録）

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第1項」の次に「（第33条において準用する場合を含む。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 31 号

四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について

四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 地域内分権（第26条・第27条）」を削り、「第 8 章 見直し等（第28条）」を「第 7 章 見直し等（第26条）」に改める。

第 7 章を削る。

第 8 章中第28条を第26条とし、同章を第 7 章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 3 2 号

四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について

四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町作屋 
四万十町上作屋地区
区長 森 雅順
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 33 号

四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町興津 
興津郷分地区
区長 嶋岡 明雄
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 34 号

四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町大正北ノ川 
四万十町大正北ノ川地区
区長 沖 俊憲
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 35 号

四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について

四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町江師 
四万十町江師地区
区長 近森 一夫
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 36 号

四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町瀬里集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町瀬里 
四万十町瀬里地区
区長 北村 寿起
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 37 号

四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について

四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町小野 
 四万十町小野地区
 区長 高瀬 満伸
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 38 号

四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町浦越 
四万十町浦越地区
区長 小野川 益基
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 39 号

四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町河内集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町河内 
四万十町河内地区
区長 山碕 豊茂
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第40号

四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町井崎集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町井崎 
四万十町井崎地区
区長 矢野 健一
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 4 1 号

四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町十和川口集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町十和川口 
四万十町十和川口地区
区長 宗海 弘
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第42号

四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について

四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町里川 
四万十町里川地区
区長 山脇 岩治
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第43号

四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について

四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町昭和 
 四万十町昭和地区
 区長 田辺 祥昭
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 4 4 号

四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について

四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町見付 9 7 7 番地 1
 社会福祉法人窪川児童福祉協会
 会長 八木 雅昭
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第45号

四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第46号

四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について

四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 4 7 号

四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について

四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町 1 1 番 3 0 号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第48号

四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について

四万十町十和高齢者認知症グループホームに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 4 9 号

四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町 1 1 番 3 0 号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 5 0 号

四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町 1 1 番 3 0 号
 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
 会長 八木 雅昭
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 5 1 号

四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町仁井田字倉木 4 6 2 番地
 社会福祉法人明成会
 理事長 岡村 理佐
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 5 2 号

四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町仁井田字倉木 4 6 2 番地
 社会福祉法人明成会
 理事長 岡村 理佐
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 53 号

四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町 1 番 14 号
 四万十町商工会
 会長 武田 秀義
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 5 4 号

地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について

地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町地吉 
五縁の会組合
代表 久原 喜美子
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 55 号

四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について

四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町琴平町 1 番 1 号
 一般社団法人四万十町観光協会
 会長 池田 十三生
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 5 6 号

四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町琴平町 1 番 1 号
 一般社団法人四万十町観光協会
 会長 池田 十三生
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 57 号

四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について

四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町昭和 
四万十川三島観光組合
組合長 武石 恵幸
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 58 号

四万十町ライダースイン四万十に係る指定管理者の指定について

四万十町ライダースイン四万十に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町井崎 
保喜組
代表者 谷 孝行
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 59 号

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町平串 284 番地 1
 株式会社あぐり窪川
 代表取締役社長 森 武士
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 6 0 号

四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について

四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町平串 2 8 4 番地 1
 株式会社あぐり窪川
 代表取締役社長 森 武士
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 1 号

四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町香月が丘 8 番 1 0 2 号
 公益財団法人四万十公社
 理事長 中嶋 敏親
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 2 号

窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

窪川四万十会館に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町香月が丘 8 番 1 0 2 号
 公益財団法人四万十公社
 理事長 中嶋 敏親
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 3 号

四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について

四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町本堂 4 0 5 番地 4
特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ
会長 山本 弘光
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで